



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.8

N3212

組織の総力もあつた反撃決定

不当処分粉砕

5/7支部代表者会議開催



本部は、五月七日緊急支部代表者会議を開催し、三月ストへの不当処分策動の情勢を見据え、不当処分策動絶対粉砕の決意を固め、当局の次策では直ちにストライキも含めた、一大反撃に起つことを決定した。

全支部・全組合員は夏季物販の過中での闘いと

不当処分の不 当性

- ① 一〇〇名に対し勤務認証を、不参、否認扱いにした。
- ② 四月二十七日日本社団交での当局発言。「(処分は)所属長が事実経過を厳密に調査し、厳正に措置していく」「前例は、正
- ③ 四月十九日、スト破り褒賞金の支払いの強行、

「不当処分」 攻撃の本質

- ① 不当処分策動の本質は、動労千葉のストライキが、政府・自民党・JR当局・JR総連革マルの「清算事業団闘争、三
- ② 『JR体制』の労務政

策の根幹、革マルと一体となったスト圧殺体制をくつがえしてしまつたことに対する反動である。

五十年かかっても動労千葉をいためつけられたい」という当局発言が一〇〇%本質を表している。

動労千葉反 処分闘争の くみ

- ① 四月二十四日、労働大臣、中労委へストライキの事前通知提出。
- ② 弁護団総会での方針
 - (a) 褒賞金問題で労働委員会に救済を申し立て
 - (b) 清算事業団の「再就職あつ旋」をめぐる差別問題で労働委員会に申し立てる
- ③ 五月一日、地労委に「JRは処分してはならない」との勧告を求め申し立てる。
- ④ 五月八日、「弁護団声明」について記者会見を行う(後日報告)

全組合員の皆さん!

当局は、ストの準備段階から、スト後の褒賞金まで、前例のない非常識極まりないスト妨害、圧殺攻撃を加え、今度は不当処分をもって一切の責任を動労千葉におしつけようというのである。

仮にもこうした横暴を許すなら、もはやJRには強権的専制支配でガチガチに固められてしまうであろう。全支部、全組合員はただちにストを含めた反撃体制を築こう。

われわれは、このような卑劣で不法な攻撃を断じて許しはしない。



当面の闘い

- ★ 不当処分抗議総決起集会の開催(緊急全力動員)
- ★ ストライキも含む反撃の闘いを即断する体制の確立。
- ★ 不当処分粉砕の法廷闘争を闘う。
- ★ JR総連解体、一掃を徹底、組織の強化、拡大の強化。